

第132号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第5条の2 知事は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

2 前項の規定は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合について準用する。

3 知事は、前2項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

4 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

5 知事は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納

入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 6 知事は、第4項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 知事は、法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予をする場合には、当該職権による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入に

ついて、当該職権による換価の猶予をする金額（令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）を当該職権による換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

3 第5条の2第3項から第6項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 知事は、法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予をする場合には、当該申請による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該申請による換価の猶予をする金額（令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）を当該申請による換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 前項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

4 第5条の2第3項から第6項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付

し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第5項第3号に掲げる事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第7条第1項中「及び」を「、」に改め、「所在地」の次に「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この項及び次条において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所、事業所又は寮等の所在地）」を加える。

第7条の2中「法人課税信託の受託者の名称又は氏名」の次に「及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称又は氏名）」を加える。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 島根県産業廃棄物減量税条例 (平成26年島根県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第15条第 4 項、第15条の 2 」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3 」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 3 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例 (平成16年島根県条例第34号) 附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第15条第 4 項、第15条の 2 」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3 」に改める。

第 4 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例 (平成21年島根県条例第58号) 附則第 7 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第15条第 4 項、第15条の 2 」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 の改正規定並びに附則第 5 項の規定は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例 (以下「新条例」という。) 第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 6 (地方税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第 2 号) 附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法 (昭和25年法律第226号) (以下「新法」という。) 第15条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用する。

3 新条例第5条の4及び第5条の6(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

4 新条例第5条の5及び第5条の6(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(法人等の届出に関する経過措置)

5 新条例第7条第1項及び第7条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる届出について適用し、同日前に行われた届出については、なお従前の例による。